

人権口コミ講座 22

京都人権啓発推進会議



京都人権啓発推進会議

世界人権宣言35周年を記念し、1984(昭和59)年に京都府をはじめ府内の12団体により設立。あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進することを目的に幅広い取組を展開しています。

構成団体

京都府 京都市 京都府教育委員会 京都市教育委員会 京都府市長会
京都府町村会 京都府人権擁護委員連合会 京都商工会議所 京都府商工会連合会
京都府中小企業団体中央会 京都府農業協同組合中央会 京都府社会福祉協議会

人権口コミ講座 22

この冊子は、府民の皆さんに、生活に関わる身近な話題や社会的に関心の高まっている話題をもとに、「人権」について様々な角度から考えていただけよう、公益財団法人 世界人権問題研究センターの協力を得て2020(令和2)年末に京都新聞に連載した「人権口コミ情報」を基にして作成したものです。

人権について具体的に考えていただくきっかけとして活用していただければ幸いです。

人権口コミ講座22 もくじ

新型コロナウイルス感染症とSDGs

(一財)アジア・太平洋
人権情報センター所長

三輪敦子

[1]

SNSによる誹謗中傷

違法・有害情報相談センターセンター長
桑子博行

[3]

部落差別解消推進法に基づく実態調査報告書を 読む—差別解消施策を推進する手がかりとなるか?

静岡大学人文社会科学院准教授
山本崇記

[5]

子どもに対する体罰防止

(公財)世界人権問題研究センター
嘱託研究員／京都産業大学教授

惣脇
宏

[7]

ハンセン病家族訴訟判決が問うもの

(公財)世界人権問題研究センター所長
同志社大学教授

坂元茂樹

[9]

職場におけるハラスメント防止のための 事業主の措置義務

同志社大学法学部教授

上田達子

[11]

拉致問題の一 日も早い解決を

立命館大学大学院
法務研究科特任教授

薬師寺公夫

[13]

新型コロナウイルス感染症とSDGs

(一財)アジア・太平洋人権情報センター所長 二輪敦子

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）により、これまでもあつた不平等や不公正が、一層、深刻な形で現れています。

感染拡大の封じ込めに用いられる対応は、既に社会的に弱い立場に置かれている人たちに、さらに深刻な影響を及ぼします。外出制限やテレワークが長期間にわたり続く状況は、家族間のストレスを高め、DV（家庭内暴力）の増加と悪化に結びついています。日本そして世界各地から報告されています。家族が常に身近にいる状況では、相談のために電話をかけることさえ自由にできません。非正規雇用者は、パンデミックによる経済悪化の影響を真っ先に受けますが、2019年の労働力調査によれば、非正規雇用者の約7割（68%）は女性です。N

なければパンデミックは収束しません。
社会を覆う不安が、特定の人たちへの差別や偏見となり、卑劣なデマにつながることも明らかになりました。患者の命を救うために対応にあたる医療従事者とその家族が、偏見や差別にさらされるという由々しき事態も報告されました。



P.O法人しんぐるまざあず・ふおーらむと専門家による調査チームが7月に行つた全国のシングルマザーを対象とした調査結果からも明らかのように、シングルマザーの状況は特に深刻です。

どこに住む、どんな人も、COVID-19の予防、対応、回復に関連するケアやサービスを平等に受けられることが大切です。COVID-19によるアフリカへの影響に関する政策概要の発表にあたつての2020年5月のメッセージの中で、国連のグテーレス事務総長は、今後、開発されるワクチンを「グローバルな公共財」と表現しました。ワクチンが開発された際には、国の豊かさや、製薬会社と特定の国との関係にかかわらず、すべての人がその恩恵を享受できることが大切ですし、そうで

「緊急事態」という名の下で行われる対策が、市民の自由の過剰な制限や、場合によっては監視につながっているという問題も発生しています。パンデミックのような公共の福祉を脅かす緊急事態が存在し、外出制限などの自由の制限が行われる必要があつても、そうした対策は、法的根拠に基づいて、厳格に必要性が認められ、期間が限定され、見直しが行われ、差別を伴わず、問題になつている緊急事態によつて必要とされる範囲で実施されなければなりません。

世界のあらゆる人が同じ問題を共有する今回の危機を、経済、社会、環境のすべてを人権の視点から見直し、どこに暮らす誰にとつても居場所がある、平和で公正で持続可能な社会をつくるチャンスにするために、SDGs（持続可能な開発目標）が導きの糸になります。「誰一人取り残さない」アフターコロナには、人権の視点が不可欠です。

SNSによる誹謗中傷

違法・有害情報相談センターセンター長 桑子博行

SNSは、人と人がつながる身近な情報ツールとして普及しており、我々の生活にとつて欠かせないものとなっています。一方で、投稿者の激しい誹謗中傷により、2020年5月に女子プロレスラーが自殺に追い込まれたりするなど、重大な人権侵害も起きています。また、新型コロナへの感染者を責めるような誹謗中傷も起きており、感染拡大防止の妨げとなつているとの指摘もされています。

インターネットやSNSはとても便利なツールですが、使い方によつては人を傷つけてしまう可能性が潜んでいます。ネット上では、一般的に自分と違う立場の人間を徹底的に排除する動きが激しくなつてしまふ傾向があります。

ネットの利用にあたつては、相手の立場に立つて書き込むこと、差別的な発言や他人への誹謗・中傷は書き込まないこと、うそや不確かなことは書き込まないこと、などいわゆる情報リテラシーに関する配慮が求められています。また、ネット上にはフェイクニュースやデマ情報もあふれており、我々は情報の真偽を見分ける力をつ

けることもネットの利用において非常に重要なことです。

なお、ネット上で人権侵害にあつてしまつた場合は、情報を掲載している掲示板の管理者、投稿サイト運営事業者等に、削除要請や発信者情報の開示請求をることができます。対応が難しい場合は、法務省のインターネット人権相談受付窓口や違法・有害情報相談センターなどのネット専門の相談窓口に問い合わせた上で、削除要請など早めに対処することがお薦めです。

現在、国においてもSNSの安全利用に関して様々な議論がなされていますが、これからネット社会においてはSNSなどのネット利用は不可欠であり、人権侵害等の加害者にも被害者にもならないよう、生活を豊かにするツールとして安全に利活用していただきたいと思います。



部落差別解消推進法に基づく実態調査報告書を読む

—差別解消施策を推進する手がかりとなるか?

静岡大学人文社会科学部准教授 山本崇記

2016年12月に公布・施行された部落差別解消推進

意義がありました。

法(以下、「推進法」という。)をご存知でしょうか?その第1条では、「現在もなお部落差別が存在する」「情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じている」とし、「部落差別のない社会を実現することを目的とする」とあります。この4年ほど、法務省や各地方公共団体が啓発に力を入れてきましたが、十分に浸透していません。

同和問題に関する特別対策が失効した2002年以降、多くの人々は、同和問題は解決したと考えがちでした。が、「情報化の進展」(インターネットの普及)によって登場した差別投稿、被差別部落の名称の暴露行為(アウティング)などを踏まえて、議員立法として成立した点に

推進法第6条に「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う」としていましたが、ようやく2020年6月、法務省人権擁護局より『部落差別の実態に係る調査結果報告書』が公開されたわけです。推進法には部落差別の定義がありません。定義も実態把握もないまま、先行して法律ができ、また、これまで「同和問題」としてきた事象に「部落差別」という表現が唐突に用いられた点にも特徴がありました。そして、参議院法務委員会附帯決議による「調査により新たな差別を生むことがないように留意」するという指摘を理由に、「部落の実態」ではなく、「部落差別の実態」を把握する

調査として今回のが行われました。

同『結果報告書』及び調査手法を検討した『部落差別解



消進法第6条の調査に係る調査研究報告書』(2018年3月)も、法務省のWEBサイトから見ることができます。法務省は、人権相談・人権侵犯事件の推移を踏まえて、部落差別の事案が、「減少傾向ではなく、依然として人権課題の重要な一類型」だとし、「引き続き、粘り強く、適切に対応していく必要がある」と、特に、結婚・交際とインターネットによる人権侵害(部落差別)を強調しました。

部落差別に係る調査が国レベルで行われ(1993年の総務省調査以来)、従来の差別と新たな差別が混在する現実を直視したことは、評価できる点です。一方で、顔と地域が見える交流やまちづくりこそが、部落差別解消にとつて有効な方法だと考えてみますと、今回の限定的な調査方法(「部落の実態」調査はしない)によつて、同和問題に対して消極的な姿勢が、行政機関の中で独り歩きするがないように期待したいです。

子どもに対する体罰防止

(公財)世界人権問題研究センター嘱託研究員／京都産業大学教授 惣脇 宏

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が2019年6月に成立し、2020年4月から施行されました。2020年2月には、これに関連して厚生労働省の有識者検討会から体罰等によらない子育てのための指針が示されています。この法律改正により、親が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが明文で定められ、子どもに対する体罰はいかなる場合・理由であっても禁止されるのはもちろん、監護・教育する権利を持つ親を含め、すべての人の体罰が禁止されることが明確になりました。

学校の教員による体罰は、以前から学校教育法により禁止されていますが、2013年に高校運動部の顧問教諭の体罰による生徒の自殺事件が起るなど、事件は繰り返されています。その原因としては、教員・指導者の個人的な資質や、教育界・スポーツ界の問題だけでなく、保護者や地域社会の容認などもあるといわれています。

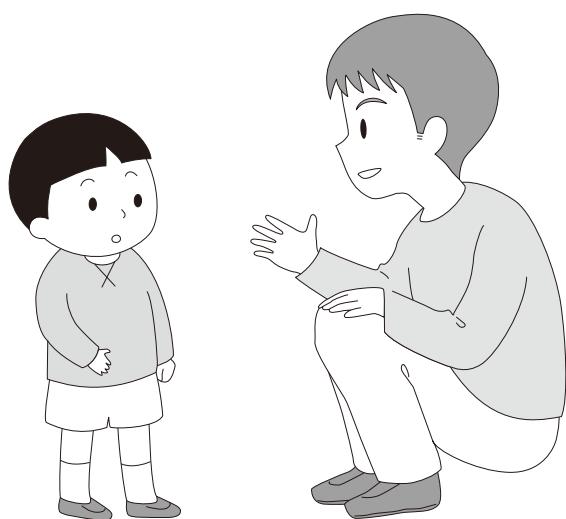
しつけに名を借りた子どもの虐待問題も後を絶ちません。2018年と2019年に起きた父親による子どもの虐待死事件が、今回の法律改正の直接のきっかけとなりました。

あらゆる場所での体罰を法律で禁止することは、1979年のスウェーデンを最初として世界中で取り組まれています。国連・子どもの権利条約に基づいて設けられている子どもの権利委員会からは、子どもを体罰などから法的に保護することや、社会全体の意識啓発が必要であることが、2006年の一般的意見のほか日本政府に

対する数回の所見で示されてきました。日本は、このようないくつかの国で、59番目の体罰全面禁止国となりました。

体罰が子どものしつけに効果がないどころか、さまざまな悪影響を生じさせることは、心理学や脳科学などの数多くの研究によって明らかになっています。また、体罰に頼らない子育てを進めるため、科学的根拠(エビデンス)に基づく子育て支援プログラムも開発されています。

体罰禁止規定を実効あるものとするためには、子育てをする人はもとより、すべての人が、体罰が禁止されていることと有害であることを認識して、子どもの権利と尊厳を尊重するとともに、体罰に頼らないしつけについて学習し、社会全体で子育てをサポートしていく必要があります。



ハンセン病家族訴訟判決が問うもの

(公財)世界人権問題研究センター所長／同志社大学教授 坂元茂樹

2019年6月28日、熊本地裁は、ハンセン病の元患者家族561人が国のハンセン病隔離政策で差別被害を受けたとして訴えた国家賠償訴訟で、原告らの訴えを認め、総額3億7675万円の賠償を国に命ずる判決を下しました。

ハンセン病はらい菌による感染症ですが、感染症の場合、感染をおそれるあまり、その家族も差別の対象となります。療養所でハンセン病元患者が仮名で人生を送ったのも家族への差別を恐れたからであり、今回の家族訴訟で原告560人余りの大半が匿名だったのも家族に対する苛酷な差別の現実があったからです。

この判決を受けて、2019年11月22日、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（以

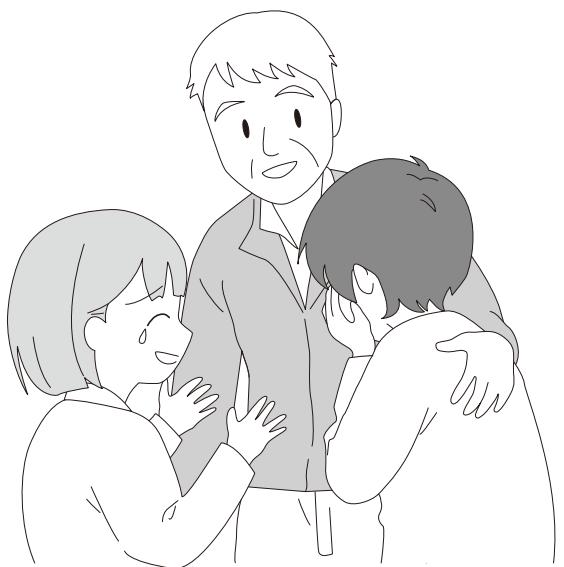
下、「補償法」という。）が公布、施行されました。同時にハンセン病問題基本法（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律）の一部改正が行われました。

補償法は、6月の熊本地裁判決が認めなかつた2000年以降の被害や、米国統治下の沖縄、戦前の台湾、朝鮮半島に住んでいた人も対象としています。厚生労働省によると、対象者は2万4千人、費用は約400億円と推計されます。しかし、こうした家族への補償は救済に向けた一歩にすぎず、真の救済はハンセン病に対する偏見や差別の解消です。

1996年まで90年間続いた強制隔離政策の影響は大きく、家族の方が受けた就学や就労の拒否、村八分、結婚差別などについて、熊本地裁判決では「人生被害」と

いう言葉を使いました。こうした元患者と家族の心を癒やすとともに、差別を解消するための啓発の手段の在り方を模索する必要があります。そこでは、差別の解消こそが真の救済だと認識が必要です。

人は誰でも病気にかかります。ある特定の病気にかかつたからといって、人は差別されてはなりません。一人ひとりが尊厳のある人間として、生きていく価値をもっています。ハンセン病であることで差別されてきた人たちやその家族の苦難や痛みを想像し、日本がこうしたこととを一度と繰り返さないようにする必要があります。最近の新型コロナウイルスの蔓延によるコロナ差別を考えると、われわれがハンセン病の歴史から学ぶべきことがいかに多いかを実感させられます。



職場におけるハラスメント防止のための 事業主の措置義務

同志社大学法学部教授 上田達子

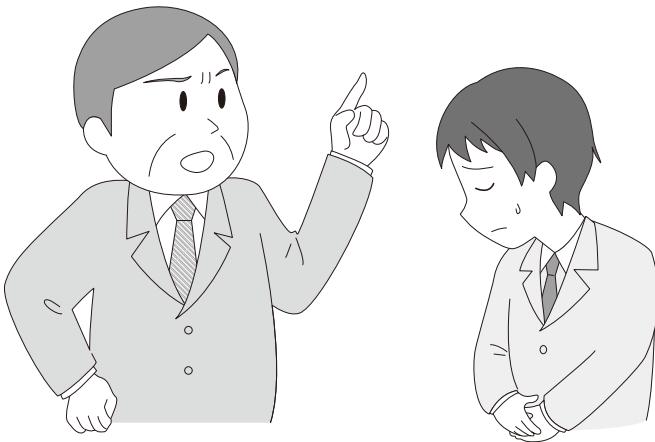
職場におけるいじめ、嫌がらせ、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、マタニティー・ハラスメント（妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント。マタハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）といったハラスメントに関する、近年、都道府県労働局への相談件数が増加するなど社会的関心が高まっています。

こうしたなか、2019年5月29日に、ハラスメント防止対策の強化を図る改正労働施策総合推進法が成立しました。同法は、パワハラについて、セクハラやマタハラと同様に、事業主に対し雇用管理上の措置義務を課すとともに（30条の2第1項）。2020年6月1日施行。中小企業は2022年3月31日までは努力義務）、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止（30条の2

第2項）や国、事業主及び労働者の責務（30条の3）に関する規定等を新設しました。具体的な内容は、指針（令和2年厚生労働省告示第5号。パワハラ防止指針）によることになります。

パワハラ防止指針では、職場におけるパワハラは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素をすべて満たすものをいうと定義し、代表的な言動として6類型と典型例を列举しています。

措置義務の内容として、（i）事業主の方針の明確化と周知・啓発、（ii）相談・苦情への適切な対応体制の整備、（iii）事実関係の迅速かつ正確な確認及び適切な対応を



定め、併せて（iv）相談者・行為者等のプライバシー保護及び相談等を理由とした不利益取扱いの禁止を求めています。また、自社の労働者が他社の労働者や労働者以外の者に対して行う言動や、自社の労働者が取引先や顧客等から受ける著しい迷惑行為に関する相談対応等も事業主が行うことが望ましい取組としています。

さらに、LGBT等性的少数者に対するセクハラはセクハラ防止指針（平成18年厚生労働省告示第615号）の対象となっていますが、性的少数者に対する侮辱的な言動や、性的少数者であることを労働者本人の了解を得ず他の労働者に暴露することは、パワハラ防止指針でもパワハラに該当することを明示しています。

事業主は、以上の点を踏まえ、誰もが働きやすい職場環境を整備する必要があり、こうした事業主の取組は、CSR（企業の社会的責任）やSDGs（持続可能な開発目標）の達成につながるものと評価できると思います。

拉致問題の一 日も早い解決を

立命館大学大学院法務研究科特任教授 薬師寺公夫

クラブ活動を終えて帰宅中の横田めぐみさん（当時13歳）が、北朝鮮に拉致されて43年を超える歳月が過ぎました。2020年6月めぐみさんの父横田滋さんが再会の願いを果すことなく逝去されました。1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が北朝鮮工作員等によって自らの意思に反して北朝鮮に連れ去られ、日本政府は、このうち17名を北朝鮮による拉致被害者と認定しています。このほか拉致の可能性を排除できない方が878名（2020年1月1日現在）おられ、政府は、認定の有無にかかわらずすべての拉致被害者の一刻も早い帰国を強く求めています。

北朝鮮は、長らく日本人拉致を否定していましたが、2002年9月の日朝首脳会談で、金正日国防委員長

（当時）が小泉総理（当時）に初めて拉致を認め謝罪しました。拉致された日本人のうち5名については同年10月に帰国が実現しましたが、他の被害者については未だに安否が不明なままであります。北朝鮮は、他の拉致被害者は「死亡」または「入境せず」と主張してきましたが、根拠が極めて不自然で全く納得できないものです。

拉致事件の被害者の出身国は、日本のほか韓国、タイ、ルーマニア、レバノン、中国などの国にも及んでおり、国連総会では2005年以降連続で16回、人権理事会でも13年連続で「北朝鮮人権状況決議」を採択してきました。とりわけ2014年2月の北朝鮮における人権に関する国連調査委員会の最終報告書は、北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難するとともに、拉致被害



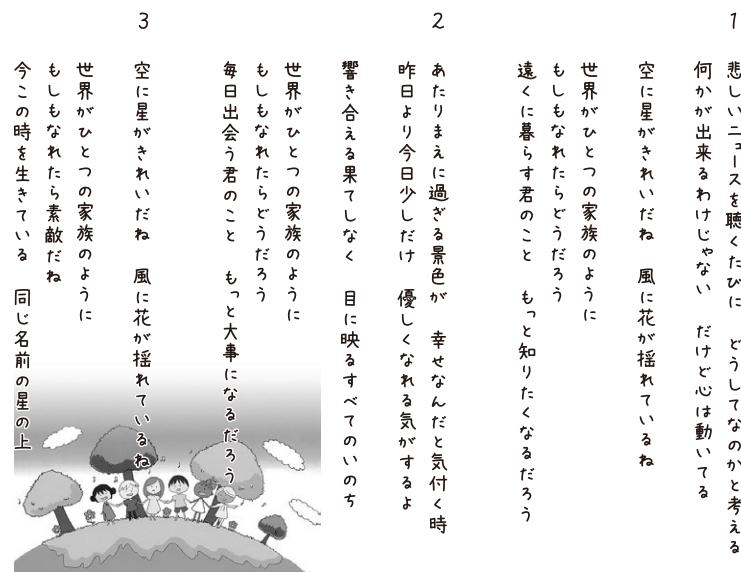
者の家族と出身国に被害者に関する十分な情報を提供し、生存している被害者およびその子孫を即時に出身国に帰国させるよう強く勧告しました。その後人権理事会や国連総会ではこの報告書の勧告内容を踏まえた北朝鮮の人権状況に関する決議が採択され、これらの決議に基づき、国連人権高等弁務官事務所ソウル事務所の設置をはじめ具体的な取組が行われてきました。

2014年5月の日朝政府間協議の結果、北朝鮮は、拉致被害者を含むすべての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束し、その後特別調査委員会が設置されました。しかし、2016年1月の北朝鮮による核実験と2月の弾道ミサイル発射等を受けて日本が北朝鮮に対する独自の制裁措置を発表すると、北朝鮮は、包括的調査の全面中止と特別調査委員会の解体を一方的に宣言しました。日本政府は、国連、多国間の枠組み、二国間協議などを通じて拉致問題解決のための取組を強めてきましたが、まだ拉致被害者全員の帰還は実現していません。家族再会を待ち望むご家族の高齢化が進んでいます。2020年12月16日のEUが提出し日本も共同提案国になった国連総会の北朝鮮人権状況決議は、拉致被害者の即時帰還を含む強制失踪者問題の解決をあらためて北朝鮮政府に要求しました。拉致問題の一 日も早い解決を求める国内国際の世論を一層広げることが重要になっています。

世界がひとつのお家様のよう

作詞：鮎川めぐみ

作曲：千住明



世界がひとつの家族のよう

作詞：鮎川めぐみ
作曲・編曲：千住明

[INTRO.] $\text{♩} = 74$

A mp
かなしーいニュースーを きくたーびに

B
どうしーてなのかーと かんがーえる な にかがーできる わけじや ない だけ
どこころはーうごいて るそらに ほ しがー きれーいだねー かぜ

C mf
cresc.
に はながーゆれてい る ね 一
せかいがーひとつの

I.
かぞくの一 ように もしもなーれたーら ど う だろー とおくにーくらーすー

きみのこーと もっとしーりたーく なる だろー

人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」

人権に関する知識や役立つ情報、相談窓口の情報を掲載したポータルサイトを開設しています。ぜひご活用ください。

京都人権ナビはQRコードより <https://kyoto-jinken.net>



例えばこんな時に使えます。

- ◎人権問題の動きを知りたい
- ◎人権に関する法律などを知りたい
- ◎人権研修会に使用するDVDやパネルを借りたい
- ◎どこに相談すれば良いのか知りたい
- ◎もっと、いろんな方に人権の大切さを知ってもらいたい



ご意見・ご感想をお寄せください

この冊子をご覧になってのご意見・ご感想をお寄せください。また、下記アンケートへのご協力をお願いいたします。寄せられたご意見等は、今後の誌面づくりや人権啓発事業の参考とさせていただきます。

なお、個別のご意見への返答はいたしかねますので、あらかじめ了承ください。

〈アンケート〉

Q1.この冊子を、どこで入手されましたか？

- ①府の施設
- ②市町村の施設
- ③学校
- ④勤務先
- ⑤研修会・講演会
- ⑥京都ヒューマンフェスタ
- ⑦その他(具体的に)

Q2.この冊子を読まれて、人権や人権問題に対する理解・意識は深まりましたか？

- ①深まった
- ②どちらかといえば深かった
- ③変わらない
- ④わからない

Q3.次の「人権相談窓口」のうち、ご存じのものをお教えください。(複数回答可)

- ①法務局の人権相談窓口
- ②人権擁護委員
- ③府の人権特設相談
- ④京都府人権リーガルレスキューム
- ⑤市町村の人権相談窓口
- ⑥NPOなど民間団体
- ⑦弁護士・弁護士会
- ⑧その他(具体的に)
- ⑨知らない

Q4.この冊子で、読んでよかった、参考になったものをお教えください。(複数回答可)

- ①新型コロナウイルス感染症とSDGs
- ②SNSによる誹謗中傷
- ③部落差別解消推進法に基づく実態調査報告書を読む
- ④子どもに対する体罰防止
- ⑤ハンセン病家族訴訟判決が問うもの
- ⑥職場におけるハラスメント防止のための事業主の措置義務
- ⑦拉致問題の一日常早い解決を
- ⑧京都府人権リーガルレスキューム
- ⑨人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」
- ⑩人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」
- ⑪特がない

ご意見等は、電子メールまたはFAX等でお送りください。

【送付先】電子メール：jinken@pref.kyoto.lg.jp FAX：075-414-4268

※標題として、「人権口コミ講座22について」とご記入ください。

※アンケートについては、問の番号及び回答の番号をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

2021(令和3)年3月 発行

発行・発行所 京都人権啓発推進会議(事務局：京都府人権啓発推進室)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

電話 075-414-4271 FAX 075-414-4268 E-mail jinken@pref.kyoto.lg.jp

制作協力 公益財団法人 世界人権問題研究センター